

令和5年度

美浜町教育委員会点検評価報告書

(令和4年度事務事業分)

令和5年8月31日

美浜町教育委員会

ご あ い さ つ

本町教育委員会では、令和3年3月に策定されました第6次美浜町長期総合計画における将来像「海と緑に彩られた 強く優しく美しいまち 美浜町」をめざし、「人を育む教育・文化のまち」の実現に向け、「学校教育」、「社会教育」、「スポーツ」、「文化芸術・文化財」等の施策項目において、それぞれ具体的な事務事業に取り組んでいます。

これらの事務事業を推進するにあたり、各事務事業が効率的に実施されているか、有効的に行われているかなど随時点検評価していくことが必要であると考えます。加えて、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなりました。

こうしたことから、本町教育委員会では、課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、住民の皆さんへの説明責任を果たし、信頼される教育委員会を推進するため、令和4年度に実施した事務事業について点検評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

今後は教育改革が更に進行し、教育委員会の組織や運営の改善・充実がますます重要な課題となってきます。また、学校施設や学習環境の整備と教育内容の充実、次世代を担う子ども達の健全な育成、生涯学習やスポーツの普及・振興、文化芸術活動の促進や文化財の保存等を含め、第6次長期総合計画前期基本計画に掲げるまちづくりの推進も求められています。

今後とも鋭意教育行政の充実推進に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年8月

美浜町教育委員会

<目次>

評価等に当たって	・・・	1
点検評価結果	・・・	3
教育委員会	・・・	3
1 学校教育	・・・	3
2 社会教育（青少年の健全育成）	・・・	7
3 社会教育・スポーツ	・・・	8
4 文化芸術・文化財	・・・	10
参考資料		
令和5年度教育委員会事務事業評価に関する意見書	・・・	12
美浜町教育委員会評価等実施要綱	・・・	15
令和4年度事務事業評価表(様式)	・・・	16

◎評価等にあたって

1 はじめに

教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図るべき地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、平成20年4月から施行されました。この法改正により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況については、毎年度点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっています。

このため、本町教育委員会では、法律の規定に基づきP D C Aのマネジメントサイクルを確立すべく、教育委員会の点検評価（以下「評価等」という。）を実施し、本報告書としてまとめました。

2 評価等の対象

今回実施した評価等の対象は、美浜町第6次長期総合計画に基づき、令和4年度に実施した事業のうち主なもの31事業としました。

3 評価等の方法

- (1) 評価等に際し、必要性、効率性、有効性、公平性等の観点から分析し、課題や今後の対応等について示すこととしました。
- (2) 評価は、4段階評価（4：十分出来ている、3：出来ている、2：あまり出来ていない、1：出来ていない）としました。
- (3) 評価の今後の方向性については、「廃止・終了」、「休止」、「継続」、「拡大」、「見直し」の5つの方向性で表しました。
- (4) 評価等に際し、評価等の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など5人で構成する「教育委員会評価委員会」を設け、様々な意見および助言を受けました。

なお、教育委員会評価委員会の委員は、次の方々です。

（敬称略、順不同）

職名	氏名	所属名
委員長	西 厚 美	学識経験者
副委員長	塩 崎 清 則	学識経験者
委員	小 林 英 樹	学識経験者
委員	田 中 紀 子	学識経験者
委員	田 中 一 民	学識経験者

4 評価等の結果

教育委員会の自己評価の結果は、次のとおりです。

(1) 評価の判定別事務事業数

※括弧内：前年度

評 価	十分出来ている	出来ている	あまり出来ていない	出来ていない
事業数	11 (12)	18 (13)	2 (4)	0 (2)

(2) 今後の方向性別事務事業数

※括弧内：前年度

評 価	廃止・終了	休止	継続	拡大	見直し
事業数	0	0	31 (31)	0	0

5 まとめ

各事務事業の評価の判定としては、「十分出来ている」と「出来ている」を併せた29事業が肯定的な評価となっており、それぞれの事業について改善すべき点は若干あるものの概ね順調に遂行されたと認識します。

また、2項目を「あまり出来ていない」と評価したことに関しては、昨年度、一昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により事業自体の中止や縮小を余儀なくされたという外的要因に基づくものであるが、計画していた事業が実施出来たかどうかという点を第一義として考えると、こう評価せざるを得ないと判断します。

※あまり出来ていない

自然体験実施事業（イルカとYOU遊の中止）

スポーツ振興事業（ファミリースポーツ大会中止、ルネックウォーキング縮小）

次に、今後の方向性については、31の事務事業の全てが「継続」となっており、通常業務を滞りなく実施していくことが大切であると考えています。

なお、今後とも評価の判定を十分に踏まえながら、事務事業の目的と必要性を職員個々が再認識し、新たな発想によって、より効率的かつ効果的な事務事業の遂行に努めることが重要です。

点検評価結果

教育委員会

〔令和4年度の主な取組状況〕

令和4年度は、定例会11回（臨時会0回）を開催し、68件の審議を行いました。

学校訪問は、令和4年6月21日と令和5年2月3日に松原小学校を訪問、令和4年6月22日には和田小学校を、令和4年6月20日には松洋中学校、令和4年9月28日にはひまわりこども園と、合計5回行いました。なお、和田小学校及び松洋中学校への後期学校訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。また、令和5年1月11日には、教育委員による学校等各種教育施設の視察を行い、次年度において修繕等整備が必要となる箇所を確認しました。

研修会は、コロナ禍の為、日高地方市町教育委員研修会のみ実施され、参加しました。

〔総合的評価の判定と今後の課題・方向〕

■総合的評価の判定

教育委員会では、「教育課題について議論し、一定の方向性を示すことができるように運営できたか」を指標として評価を実施し、「出来ている」と評価しました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の規定により、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第2条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置くとなっていることから、今後の方向性については「継続」としています。

■今後の課題・方向

- 1 時代の変化に伴い、日々様々な教育的課題が浮かび上がる中、乳幼児・幼児の教育・保育環境や児童・生徒の教育環境の更なる向上、加えて生涯学習環境の推進と、従来にも増して充実した協議と迅速・適正な判断・対応が求められています。

〔評価委員の意見〕

特になし

1. 学校教育

【基本方針】

住民の生涯学習意欲が高まっている中、さらに開かれた学校づくりを推し進め、学校施設の開放や人的交流を図るとともに、家庭や地域社会との連携を強め、子ども達を育成していくという視点に立った学校運営を進めます。

学校教育については、知識を得るだけでなく、自ら学び自ら考える力や、豊かな人間性や社会性を育むことを目指し、そのためにも体験的な学習（自然体

験やボランティアなどの社会体験)や問題解決的な学習を積極的に取り入れていきます。

適切な学習環境を整えることも必要であり、老朽化した施設の整備や教育環境の整備にも計画的に取り組みます。

〔令和4年度の主な取組状況〕

1 学校施設整備（修繕含む）

学校施設の充実を図りました。

松原小学校遊具修繕

松原小学校東口～体育館渡り廊下屋根改修

松原小学校校舎トイレ自動フラッシュバルブ取付

松原小学校プールフェンス改修

松原小学校教室上下黒板設置

和田小学校プールサイド遮熱塗装

和田小学校校舎トイレ自動フラッシュバルブ取付

和田小学校教室上下黒板設置

和田小学校屋外倉庫改築

和田小学校体育館男女トイレ改修

松洋中学校屋外トイレ改修

松洋中学校校舎男女トイレパーテーション設置

松洋中学校体育館2F窓ガラス開閉式改修

松洋中学校校舎キュービクル取替

松洋中学校体育館照明一部LED化

松洋中学校体育館空調設備設置

松洋中学校野球部倉庫改築

2 情報教育環境整備

「児童生徒1人1台の学習用コンピュータ」、これを活用した学校教育（ICT教育）を推進し、学校や家庭でのデジタル教科書やデジタルドリルを用いた学習に始まり、インターネットを駆使した情報の収集と分析、観察や実験の動画等による記録、オンライン会議の練習、プログラミングの学習、ワードやエクセルといった基本ソフトの習得など、学校や家庭でのタブレットを活用した新しい教育・学習が進められています。令和4年度においては、不適切サイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しました。

3 学校備品整備

児童生徒の学習環境の充実と教職員の執務環境の改善を図りました。

松原小学校：紀州材掲示板2、簡易テント2、理科実験用コンロ

和田小学校：配膳台2、生物顕微鏡、拡大実物投影機、冷蔵庫他

松洋中学校：デジタル教科書（国語）、力学的エネルギー実験機他

4 学校図書整備

図書に親しみ、読書の習慣づくりを推進することにより、情操教育の充実と学力の向上を図りました。令和4年度においても、大原基金等により予算を増額し、学校図書を充実することができました。

松原小学校 389冊購入 蔵書数7,423冊

和田小学校 431冊購入 蔵書数8,518冊

- 5 外国語指導助手については、小学校へ週 2 回ずつ、中学校へは週 3 回訪問し、英語に慣れ親しませるとともに、生きた英語や英語圏の文化に触れさせるなど英語への関心を高め、英語教育の充実を図ってきています。また、ひまわりこども園においても外国語講師（民間委託）により、4・5 歳児を対象に週 1 回、1 時間の英語活動を実施し、就学前に生きた英語に触れる良い機会となっています。
- 6 特別支援教育推進事業として、町費による支援員の配置を行い、特別な支援を要する児童生徒が支障なく安全に学校生活を送れるよう配慮するとともに、教育効果の充実を図っています。令和 4 年度は、2 小学校に 6 名、中学校に 2 名、合計 8 名の町単独講師を配置し、それぞれの学年で必要に応じた教科（国語・算数・数学他）で支援を行いました。
- 7 経済的な理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行いました。令和 4 年度での対象数は、松原小学校で 10 名、和田小学校で 16 名、松洋中学校で 15 名、日高高校附属中学校で 1 名でした。
- 8 認定こども園である美浜町立ひまわりこども園では、保育を必要とする 0 歳児（生後 6 カ月以上）から 2 歳児の乳幼児の保育を行うとともに、3 歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して、幼児教育・保育を一体的に行っています。令和 4 年度末時点では、1 号認定児 13 名、2・3 号認定児 106 名の合計 119 名、その年齢構成は、0 歳児 4 名、1 歳児 11 名、2 歳児 15 名、3 歳児 26 名、4 歳児 36 名、5 歳児 27 名でした。これら通常の幼児教育・保育に加え、預かり保育や延長保育、一時保育等を実施し、保護者のニーズに対し、可能な範囲内において適格に対応できていたと認識します。また、子育てつどいのへやにおいては、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安等に対応した相談活動や親子の集いの場の提供等を行っています。また、園児・職員の避難生活を 2 日間と想定し、アルファ米や保存水、粉ミルク、紙おむつ、トイレセット、毛布など非常時に必要とされる物品一式を配備しました。
- 9 少子化に伴う子ども同士の交流機会の減少等を踏まえ、こども園・小学校・中学校が連携した取り組みを実施してきているところであるが、令和 4 年度においても、昨年度、一昨年度と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、取り組みの多くを中止せざるを得ませんでした。また、園、小中学校、県立みはま支援学校の教職員間においても、美浜町教育研究会を通じて相互に連携が図られてきているところです。
- 10 放課後児童健全育成事業は、友遊クラブ及び松原クラブに委託し、就労等により昼間保護者が不在である児童 76 名（1～3 年生 70 名、4 年生 6 名）に対し、それぞれのクラブにて放課後における児童の健全な育成を図りました。内訳として、友遊クラブが 38 名、松原クラブも同数の受け入れ実績であり、指導員数は、友遊クラブが常勤 3 名と非常勤 6 名、松原クラブも同数でした。
- 11 防犯対策として、こども園・小中学校には監視カメラを設置していますが、令和 4 年度においては、ひまわりこども園の監視カメラを全面更新・増設しました。また、メール配信による緊急連絡網システムも構築しており、子ども達の安全対策に係る緊急連絡や園・小中学校行事の変更等について、

保護者に迅速に周知できるような体制となっています。

12 新型コロナウイルス感染症対策

学校保健特別対策事業補助金による消耗品・備品の購入（小中学校）

非接触体温計付オートディスペンサー、空気清浄機、消毒液など

保育対策総合支援事業補助金による消耗品等の購入（認可保育所等）

消毒液、抗原検査キット、非接触体温計など

新型コロナ対策支援事業補助金による消耗品等の購入（学童クラブ）

消毒液、検査キット、非接触体温計、除菌スプレー、テーブルなど

地方創生臨時交付金による施設改修

和田小体育館トイレ・松洋中屋外トイレ・図書館トイレの改修

- ## 13 国の交付金を活用し、子育て世帯への物価高騰支援策として、町立小中学校及びひまわりこども園の給食費を令和4年10月以降6ヶ月間無償とし、町立以外の小中学校や認可保育所等に在籍している場合などについては、給食費相当額として支援金を支給しました。

〔総合的評価の判定と今後の課題・方向〕

■総合的評価の判定

学校教育では18事業の評価を実施し、「十分出来ている」が10事業、「出来ている」を8事業と評価しました。

今後の方向性については、18事業の全てを「継続」としています。

■今後の課題・方向

- 1 学校教育施設の整備充実においては、校舎等のハード面はもとより学習に係る教材や備品、図書等ソフト面での整備を併せて行うことにより、児童生徒の安全確保や教育環境の向上、学習意欲の高揚が図られるものであることから、緊急性や必要性を精査したうえでの計画的な整備に努めます。
- 2 小学校での英語必修化に代表されるように、現在、そして将来を生きる児童生徒にとって、英語教育の充実は、今後ますます重要とされます。
- 3 特別な支援を要する児童生徒が、支障なく安全に学校生活を送ることができるよう各校の状況に応じて適切に支援員を配置すること、また、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して必要な援助を行うこと、これらは今後とも必要であります。
- 4 ひまわりこども園が実施している通常保育以外の延長保育や預かり保育、一時保育については、保護者の就労形態等の多様化に対応するものであり、引き続きその充実が必要とされます。また、地域子育て支援拠点事業である「子育てつどいのへや」に関しても、今後とも地域の子育て世代のニーズに沿った事業展開を図ることが大切です。
- 5 核家族化が進む中、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る目的の「放課後児童健全育成事業」、その存在意義は大きく、子育て世代のニーズを的確に把握し、2つの学童クラブでの運営を更に充実させるべく、同クラブへの適切な支援体制の確保に努めます。
- 6 こども園・小中学校で導入されているメール配信による緊急連絡網システムは、児童生徒等への防犯・防災対策事業の要であるとともに、各種学校情報の伝達手段としても積極的に活用されていることから、そのメンテナンスには細心の注意を払うものとします。また、これらの施設における

監視カメラシステムについても重要な防犯設備であることから、適切な維持管理に努めます。

〔評価委員の意見〕

- 1 子ども達が安心して勉強のできる環境を整えることは大切です。校舎等の老朽化に伴う修繕や改修については、今後とも学校からの意見を十分踏まえながら対処してください。
- 2 小中学校では、教師とALTとのチームティーチングを効果的に実践されているとともに、授業以外でのALTと児童生徒とのコミュニケーション機会も十分確保され、英語教育や国際理解教育を推進されていると認識しました。このことを継続していただくとともに、ALTが地域との交流活動などを通じて、「美浜町」への関心を高めていただき、ALTが感じた美浜町の魅力を、将来、当町と縁のあるカナダにおいて発信していただければと願うところです。
- 3 経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対しては、必要とされる就学援助を引き続き行ってください。
- 4 特別な支援を必要とする児童生徒への支援員の配置については、適正に行われており安心しました。個々の子ども達に応じた教育の充実が図れるよう、今後とも必要とされる人員については、必ず確保し、配置願います。
- 5 特別な支援を必要とする子どもへの保育の質の向上が図られてきている中、依然として保育教諭不足の状況にあるとのことですが、このことが解消されるまでの間、引き続き、職員間の連携と協力、ご努力をもって、園児達を見守りくださり、一人一人の個性や成長に即した「幼児教育・保育」を、これからも進めてください。
- 6 子ども数が減少傾向にあるとは言え、共働き家庭の増加等により、学童保育へのニーズは依然高いと考えられます。今後もその更なる充実をお願いします。
- 7 防犯カメラについては、既に各校・園に導入されているところですが、不審者の侵入や器物破損・盗難、いじめや問題行動の抑制などに効果を発揮する設備であることから、校舎内外だけでなく、敷地内各所への増設を検討してはどうかと考えます。
- 8 教員が子ども達と向き合う時間を確保できるよう、予算面で可能なものは、専門業者を活用すること(アウトソーシング)を引き続き念頭に置いてください。

2. 社会教育（青少年の健全育成）

【基本方針】

精神的・身体的にも成長著しい思春期は、人や自然とのふれあいを通して、仲間同士の絆や友情を深め、地域との連帯感を高めていくことによって社会人としての基礎を培う、人間性豊かな人格を形成していくうえでの大切な時期であります。

青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と幅広い視野を持ち、心身ともにたくましく成長し、次代を担う人材として育ていくため、広く住民からの意見を集め、青少年の健全な育成を図る青少年育成町民会議などの活動支援を

行います。

〔令和4年度の主な取組状況〕

- 1 地域における母親・子どもクラブ活動への助成を行うとともに、自然体験事業としてのスキー体験スクールや青少年育成町民会議と補導委員連絡協議会が合同で主催する非行防止研修会については実施することができました。しかしながら、同じ自然体験事業であるドルフィンスイム教室（イルカとYOU遊）については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より中止としました。
- 2 青少年育成関連事業として、補導委員連絡協議会による夏季休暇中の夜間特別街頭補導、無灯火自転車への街頭指導、冬季休暇中の特別街頭補導を実施し、青少年の健全育成に努めました。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

■総合評価の判定

社会教育（青少年の健全育成）では3事業の評価を実施し、2事業が「出来ている」、また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止せざるを得なかったことから、1事業を「あまり出来ていない」と評価しました。

今後の方向性については、全てを「継続」としています。

■今後の課題・方向

- 1 美浜町母親・子どもクラブ連絡協議会へは、地域の実態や少子化、保護者のニーズ等に合致したクラブ活動ができるよう支援を継続します。
- 2 2つの自然体験事業については、子ども達の豊かな心を育むための活動であり、引き続き実施するとともに、青少年育成町民会議や補導委員連絡協議会等との連携・協働による各種事業についても、同様に推進します。

〔評価委員の意見〕

- 1 令和4年度のドルフィンスイムが、コロナ禍の影響により中止せざるを得なかったことは非常に残念であります。これらの自然体験事業は、子ども達の豊かな心の醸成には大変有用であり、是非継続してください。

3. 社会教育・スポーツ

【基本方針】

社会教育においては、幼児期から高齢期に至るすべての人生において、その能力や要望に応じた学習機会が与えられる町づくりの推進を図ります。

今後は、個人の学びから一歩踏み出し、学びの成果を社会や地域の中で生かし、行動する「人」づくり、学びの成果が社会や地域の中で生かされる「環境」づくりに焦点をあてることにより、地域づくりにつながる生涯学習社会の実現に向けて取り組みます。

また、社会スポーツにおいては、住民が気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの普及・振興に努めます。

〔令和4年度の主な取組状況〕

- 1 町政おはなし出張講座は、生涯学習の一環として町民に学習する場を提供することを目的とし、町の職員が直接地域へ出向き、町の取組や職員の

専門知識を活かした内容を説明してきています。令和4年度は、32の講座メニューを用意し、その実績は、防災まちづくり未来課6件、教育課4件、農林水産建設課3件、総務課・住民課・上下水道課が各1件ずつの合計16講座、参加者総数は385名であり、前年度と比較して減少、依然としてコロナ禍の影響を受けているものと判断します。

- 2 公民館では、自己学習や相互学習の機会と場所を提供するとともに、公民館講座を実施しました。令和4年度では、一般向けの講座として「イスヨガ教室」を3回、「夜光貝アクセサリ作り教室」、「親子・防災キャンプ教室」を各1回実施し、好評でありました。夏休み子ども講座についても好評であり、3回シリーズの「絵画教室」や2回シリーズの「英会話教室」のほか「シーグラス教室」を1回、これらの各種公民館講座の合計では114名の参加でした。また、夏休み子どもの居場所作り事業である「サマーラーム」については、松原・和田ともに13日間、併せて32名の参加でした。なお、公民館のロビーを開放し、団体や個人の作品を展示するなど、来館しやすい公民館としての雰囲気づくりにも努めてきています。
- 3 祝二十歳の集いに関しては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じての開催とし、48名の方をご招待、バルーンリリースや記念写真撮影、記念BD等を配布しました。
- 4 生涯学習の情報拠点として、令和4年度では410冊の図書を購入し、蔵書の充実を図るとともに、女子トイレの一部洋式化やバリアフリートイレの改修を行いました。また、毎月第3土曜日に開催している「幼児・児童を対象とした読み聞かせ」、いわゆる「おはなし会」に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、11月から2月までの開催としましたが、図書館主催事業については、おりがみ教室や人形劇、ぬいぐるみのおとまり会、クリスマス会など4事業を実施しました。
- 5 スポーツ振興事業では、児童と保護者の混合チームで競技する各地区子どもクラブ対抗のファミリースポーツ大会を、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、昨年度と同様に中止しました。また、ノルディックウォーキングは、25名の参加で令和4年10月1日、三尾地内で開催しましたが、これについても、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、2回の開催予定を1回としています。
- 6 町体育協会への委託事業では10大会を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より中止としたのは、ソフトバレー等の2大会と2つのリーグ戦のみでありました。
- 7 老朽化の著しい体育センター屋根の全面改修に着手（設計）しました。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

■総合評価の判定

社会教育・スポーツでは7事業の評価を実施し、「十分出来ている」が1事業、「出来ている」を5事業、また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止若しくは縮小せざるを得なかったことより、「あまり出来ていない」を1事業と評価しました。

しかしながら、今後の方向性については、全てを「継続」としています。

■今後の課題・方向

- 1 生涯学習の機会創出と環境整備として平成19年度から実施している

#ë; > c ^ K G1nÙc 1 B>/>7° Øb>21nÙ>4>6j >0. ° Øb>/>2
1nÙ>3>5>3j _ r ~ 1 B>1>. ° Ø[>0>01nÙ>/>*>/>7>3j ç ô – °
Ø[c>0>.1nÙ>6>6/ j \ N&ãK Z A Z 8 • "g # [K S ç ô>0° Ø[b
>/>01nÙ>2>2>6j ç ô>1° Ø[b>0>71nÙ>4>7>1j c ¥ ß ¼&• b s 8j _
| • v b [6 ~ r K S @ ç ô>2° Øb>/>41nÙ>1>6>3j _ X 8 Z v k
! \ K Z ¥ ß ¼&• b s 8j c 6 W S \ 1 1' K r M Ò< \ v ...æb Û*f – '
b9xr ~ †•4 K 8 X [v] G [v T € [v ^ ‡ [v Û*f [A
• # Õ- Û*f # " C Y C ~ _ " u • v b \ K r M
>0 p , ¶ , 9 x Ç N ... ¶ , 9 _ X 8 Z c # Õ- Û*f b Ð! \ K Z
6 } z • ° < K™b % @ ¶ 9 K < # Ý [A • # " C b l } ^ • ~ _ ¥ E :)
Š 6 • ¶ , 9 1nÙx ÿ s Ê] v 1nÙ ¶ , 9 ¥ â § î ° '¼ † û # i M • \
\ v _ < 0¿b*•™i P'Ç _ X 8 Z v 0£#i \$ x _ P K Z 8 ? ^ E € d ^ ~
r O †
>1 & f § S b 7ÿ8 _ X 8 Z c M # Õ- M Ø b Ç # Õ b (% \ ^ • ± š 2 5
^ µ [6 • \ 8 : 1 1' b v \ Ç # Õ b 6 Û † _ 7ÿ : g [> & f
8 K Q € R € b - b # ' \ 3 d ? K 8 • ¶ † & s Õ M • \ K Z
< K Z A Z 8 r M
>2 # ë g W i 9 [c < # Ý * ... @ ¼ 3 M _ ¶ 9 M • G \ @ [A 0 v K s Û j G
\ b [A • W i 9 4 _ " u • \ \ v _ - ¶ i b ~ † W ~ r S Â £ í
£ ' z † P 1 ß \ K S > ~ @ s M x Ç g { i Û « Ð « \ 8
W S :) Š 6 • W i 9 ! † , A) F A û # i K Z 8 C G \ \ K r M
>3 « İ î ¶ # " C b Z \ # Õ- « İ î ¶ b N 4 [c 3 Æ + , b « İ î ¶
l b g • Ç X @ ö a 4 ¥ _ 6 • G \ ? } | ~ " C b + , @ g • [A • |
: ^ « İ î ¶ b † f j M • ² 0 [@ 6 ~ r M
>4 › ' < 0¿í 0¿ _ 6õ K Z c 0£#i \$ x _ ÿ) È í 5 ÿ'¼ † < K ó ² ? X ì
4 : _ < # Ý [A • # " C †) T â K Z C G \ \ K r M

0Ûo \$ (b - 0b

>/ " ' "] ^ ¶ , 9 1nÙx ÿ s Ê] v 1nÙ @ û # i l € Z 8 • Q : * 0 C T
E [v # ë b ` C v ~ † ¢ L ° ... @ 8 v b [M + † } † 1 í ? _ K ~ K
S # Õ q † 3 æ : \ M • - 1' @ 9 x r • p "] i M • Û*f ½ î † _ > Â < 8 S
T A # Õ- Û*f b N 4 _ " u Z C T l 8
r S # ' ~ b Ç N ... ¶ , 9 _ c > 17 u 9 T 3 4 \ 8 W S < } ö _ 6õ M
• e 8 ÿ v 6 • G \ ? } Ç N ... _ > E • # Õ- Û*f Ð! < 0¿b ì Z _ X 8
Z è 0! K Z s Z c] : ? \ * f < r M
>0 W i 9 _ > 8 Z 7 ü ? _ - U % T B Z Û*f [A • # " C (+ * f « İ î «) †
a K [v < # Ý * ... " l _ Ê] v 4) _ f j [A ^ 8 v b ? H M * f 8 a 8 r M

>2, e ì , A / j í e ì 2

ö • % 5 *

+ , @ 3 3 Æ ... æ [b e ì _ X 8 Z È C 6 õ ° † â U # . 0 Ž † Ý u • G \ _
| W Z 2 A b 9 x 8 e ì † 6 . 2 9 K S ~ e ì b p 4 q • _ g • [A S ~ M • | :
^ # " C b Z † 4 u f € S ... æ e ì b * ñ B _ " u r M

[令和4年度の取組状況]

- 1 53回目となる美浜町文化展、文化協会が中心となって精力的に運営されました。出品点数は1075点と、コロナ禍前と変わらない水準であり、趣向を凝らした数多くの作品が展示されていました。
- 2 文化財保護事業では、姥目の老樹保存事業の実施と文化財看板の修繕を行いました。

[総合評価の判定と今後の課題・方向]

■総合評価の判定

文化芸術・文化財については、2事業を評価し、全てを「出来ている」と評価しました。

今後の方向性については、全てを「継続」としています。

■今後の課題・方向

- 1 文化芸術活動の中核として、主体性と積極性を持って活動されている町文化協会への側面的支援の充実を図ります。
- 2 貴重な文化財を後世に引き継ぐため、その保存を徹底します。

[評価委員の意見]

- 1 第6次美浜町長期総合計画においては、郷土資料館の改修や今後のあり方について言及されていますので、所蔵史料の取扱いについても適切にご判断されることを願います。

令和5年8月30日

美浜町教育委員会
教育長 塩崎善彦様

美浜町教育委員会評価委員会
委員長 西厚美
(公印省略)

令和5年度教育委員会事務事業評価に関する意見書の提出について

平成18年に教育基本法が全部改正されたことにより、その後一連の法令改正等が行われました。

学校教育をはじめ教育行政に関する制度が大きく変わってきています。

教育現場においても国際化、情報化、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い様々な課題が顕在化する中、人間力向上のための教育改革がますます求められています。

こうした中、教育委員会が自らの説明責任を果たし、限られた財源を有効に活用するべく、教育行政の自己点検・自己評価に着手したことについては、大いに評価するところであります。

さて、私ども美浜町教育委員会評価委員会委員は、教育委員会からの委嘱を受け、7月20日、8月7日の2回にわたり評価委員会を開催し、教育委員会の自己点検・自己評価結果について検討して参りました。

評価対象事業は、第6次美浜町長期総合計画基本計画第4章「人を育む教育・文化のまち」等に位置づけられている令和4年度に実施した31項目の事務事業で、評価の判定内容や今後の事業の方向性について評価委員会としての意見集約を行いました。

結果として、自己評価は概ね妥当な判定がなされていて、今後の課題等についても十分把握したうえで美浜町における教育行政の方向性が明確に示されていると言えます。

今後、この評価等の結果を来年度以降の教育行政の充実に反映していただきたいと考えます。

つきましては、事務事業の自己点検・自己評価を通じ、職員の意識改革及び政策形成能力向上が図られることを期待して本意見書を提出します。

なお、個別の事務事業についての主な意見は、別紙のとおりです。

令和5年度

美浜町教育委員会事務事業評価に関する意見書

美浜町教育委員会 様

令和5年8月30日

美浜町教育委員会評価委員会

評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

事業区分		主な意見
学校教育	学校施設整備	子ども達が安心して勉強のできる環境を整えることは大切です。校舎等の老朽化に伴う修繕や改修については、今後とも学校からの意見を十分踏まえながら対処してください。
	外国語青年招致	小中学校では、教師とALTとのチームティーチングを効果的に実践されているとともに、授業以外でのALTと児童生徒とのコミュニケーション機会も十分確保され、英語教育や国際理解教育を推進されていると認識しました。このことを継続していただくとともに、ALTが地域との交流活動などを通じて、「美浜町」への関心を高めていただき、ALTが感じた美浜町の魅力を、将来、当町と縁のあるカナダにおいて発信していただければと願うところです。
	就学奨励	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対しては、必要とされる就学援助を引き続き行ってください。
	特別支援教育推進	特別な支援を必要とする児童生徒への支援員の配置については、適正に行われており安心しました。個々の子ども達に応じた教育の充実が図れるよう、今後とも必要とされる人員については、必ず確保し、配置願います。
	ひまわりこども園運営	特別な支援を必要とする子どもへの保育の質の向上が図られてきている中、依然として保育教諭不足の状況にあるとのことですが、このことが解消されるまでの間、引き続き、職員間の連携と協力、ご努力をもって、園児達を見守りくださり、一人一人の個性や成長に即した「幼児教育・保育」を、これからも進めてください。
	放課後児童健全育成	子どもの数が減少傾向にあるとは言え、共働き家庭の増加等により、学童保育へのニーズは依然高いと考えられます。今後もその更なる充実をお願いします。
	児童生徒等の防犯対策	防犯カメラについては、既に各校・園に導入されているところですが、不審者の侵入や器物破損・盗難、いじめや問題行動の抑制などに効果を発揮する設備であることから、校舎内外だけでなく、敷地内各所への増設を検討してはどうかと考えます。
青少年健全育成	自然体験実施	令和4年度のドルフィンスイムが、コロナ禍の影響により中止せざるを得なかったことは非常に残念であります。これらの自然体験事業は、子ども達の豊かな心の醸成には大変有用であり、是非継続してください。
社会教育・スポーツ	公民館運営	多種多様な公民館講座や夏休み子ども講座が企画されている、そう聞くだけでも町のぬくもりを感じ、心地が良いものです。自らを豊かにし、充実した生活を送ろうとする意識が高まる中、多様化する学習ニーズにお応えいただき、生涯学習の推進に努めてください。 また、現在の松原地区公民館には、3階建、駐車場といった利便性に関する問題もあることから、松原地区における生涯学習拠点施設の再整備について、検討してみてもどうかと考えます。
	図書館運営	図書館において、静かに落ち着いて学習できる環境（自習スペース）を、少しでも利用者、特に子ども達に提供できないものか、ご一考願います。
文化芸術・文化財	文化財保護	第6次美浜町長期総合計画においては、郷土資料館の改修や今後のあり方について言及されていますので、所蔵史料の取扱いについても適切にご判断されることを願います。
	その他	教員が子ども達と向き合う時間を確保できるよう、予算面で可能なものは、専門業者を活用すること（アウトソーシング）を引き続き念頭に置いてください。

美浜町教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 美浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、出来る限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、実施計画及び予算を反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 教育課職員は、事務事業評価調書（別記様式。以下「調書」という。）により、担当する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出された調書に検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、町民にわかりやすい形で公表するものとする。

(町民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して町民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

事務事業名		担当	
事業目的(評価指標)			
事務事業の内容			
根拠法令等			

事業コスト	区 分	単位	元年度	2年度	特記事項
	予 算 額	千円			
	決 算 額	千円			
	概 算 人 件 費	千円			
	従 事 する 職 員 数	人			

実績・成果	区 分	単位	元年度	2年度	特記事項
		回			
		回			
		件			
		日			

必要性	(1) 町による実施が国の法令(法律・政令・省令)に義務づけられているか	A 義務づけられている B 義務づけられていない		
	(2) 現在の町民ニーズを踏まえると、事業の目的達成は必要とされているか	A 必要とされている B どちらとも言えない C 必要とされていない		
	(3) 町が経費を負担すべき事業か(民間等の類似のサービスに任せられないか)	A 全て負担すべきである B 一部負担すべきである C 負担すべきでない		
効率性	(1) 民間への新たな委託・委託拡大により一層効率的な事業展開は出来ないか	A できない B 検討の余地有り C 可能である		
	(2) 事務事業のなかで、事務改善できる部分はないか	A ない B どちらとも言えない C ある		
	(3) 非常勤職員等の活用・活用拡大は出来るか	A 出来る B どちらとも言えない C 出来ない		
	(4) 事業費(トータルコスト)の削減余地はあるか	A ある B どちらとも言えない C ない		
有効性	(1) 事務事業の評価指標をさらにレベルアップすることが出来るか	A 出来る B どちらとも言えない C 出来ない		
	(2) 事務事業を廃止・休止した場合、支障があるか	A ある B どちらとも言えない C ない		
	(3) 社会的効果をもたらしているか	A もたらしている B どちらとも言えない C もたらしていない		
公平性	(1) 受益・負担が適正であるか	A 適正である B 適正でない		
	(2) 情報提供が出来ているか	A 出来ている B どちらとも言えない C 出来ていない		

総合評価	判 定	<input type="checkbox"/> 十分出来ている <input type="checkbox"/> 出来ている <input type="checkbox"/> あまり出来ていない <input type="checkbox"/> 出来ていない			
	今 後 の 方 向 性	<input type="checkbox"/> 廃止・終了 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 見直し			
	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等				

町民等からの意見要望		
意見・要望の検討結果	<input type="checkbox"/> 検討した内容	<input type="checkbox"/> 検討した結果